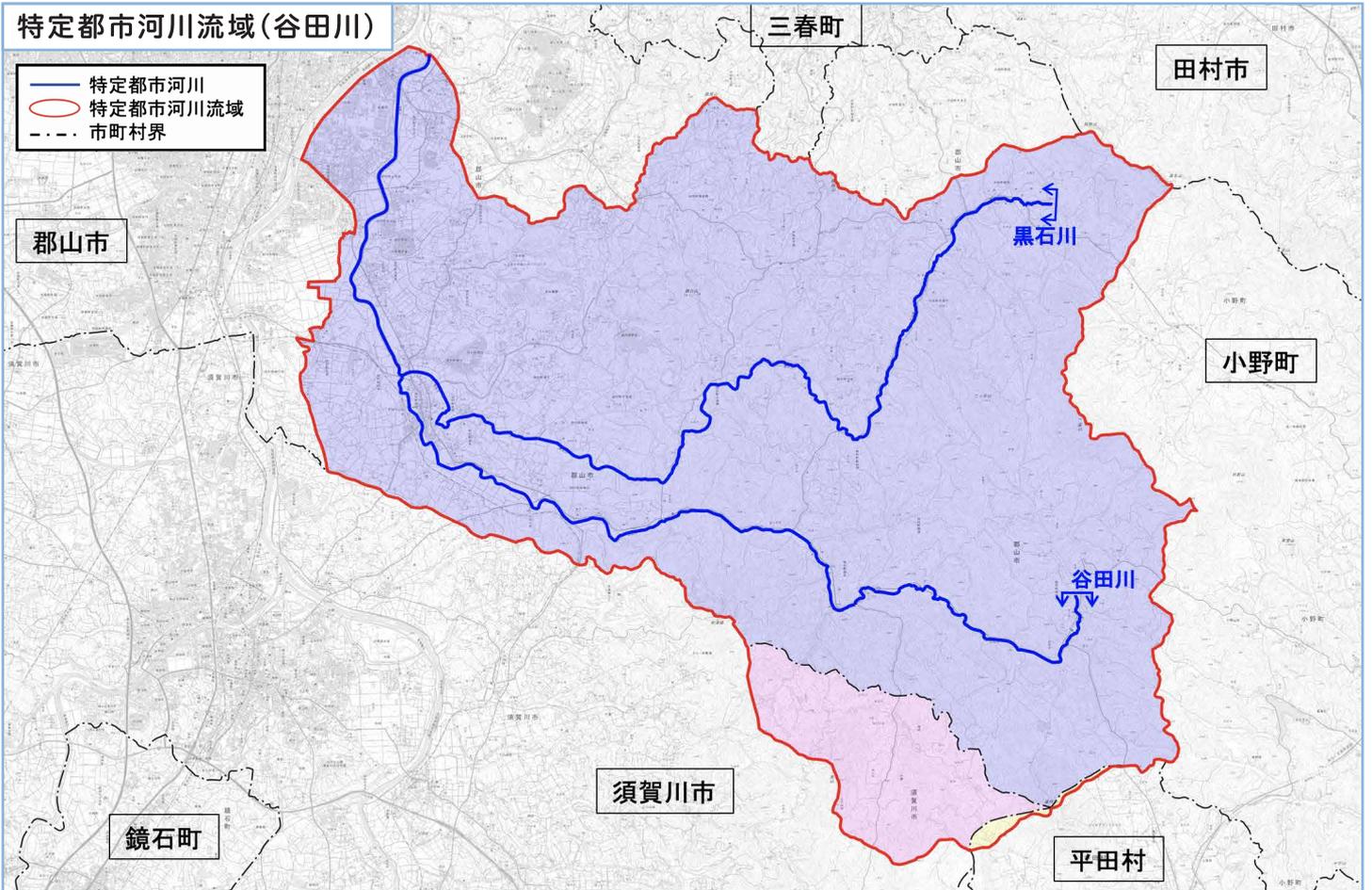


3. 浸水被害対策を実施していくために「特定都市河川流域」に指定しました。



4. 流域内で雨水の浸透を阻害する行為には「郡山市の許可※」が必要となります。

※須賀川市、平田村内においては福島県の許可が必要となります。

- 谷田川流域内の宅地等以外の土地で行う1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(土地の締め固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為)には郡山市長の許可が必要となります。
- 許可にあたっては技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。
- 申請窓口での事前相談をお願いします。

■雨水浸透阻害行為の例

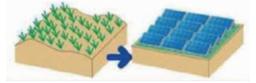
「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

耕地 → 宅地



「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置

林地 → 太陽光発電施設



ローラー等により土地を締め固める行為

原野 → 資材置場



土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)

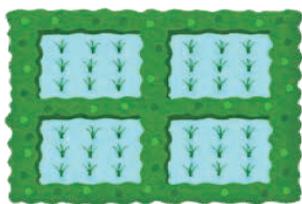
資材置場(未舗装) → 駐車場



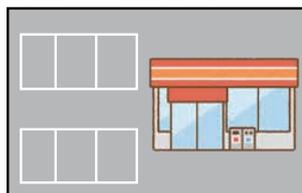
対象行為については、申請窓口にご相談ください。

■対策工事(例)

行為前の土地利用:水田1,000m²



行為後の土地利用:宅地1,000m²



【対策工事】

浸透マス 16基

浸透トレンチ 170m

40m

25m

建屋

敷地面積

40m×25m

・建屋 400m²

・駐車場 600m²

浸透マス

浸透トレンチ

浸透マス

浸透マス

浸透マス

浸透マス

■既に着手している行為の許可の取扱い

特定都市河川浸水被害対策法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において次のいずれかに該当する行為については、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- (1)既に工事に着手している行為
- (2)都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- (3)事業採択されている等、既に事業化されている行為
- (4)都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

【問い合わせ先】

福島県 土木部 土木企画課 TEL: 024-521-7548
 県中建設事務所 企画調査課 TEL: 024-935-1449
 郡山市 建設部 河川課 TEL: 024-924-2701